

(参考 改正後全文)  
社援発第1005007号  
平成17年10月5日

第一次改正、第二次改正  
第三次改正、第四次改正  
第五次改正、第六次改正  
第七次改正、第八次改正  
第九次改正、第十次改正  
第十一次改正  
省 略

第十二次改正  
社援発0606第1号  
令和4年6月6日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等  
の取扱いについて

標記の国庫負担（補助）金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省  
発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助  
について」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては次によること  
とし、平成17年4月1日から適用することとしたので、管内市町村及び社会福祉  
法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成16年12月6日雇児発第1206010号、社援発第1206021号、老発第1206002号厚生労働省  
雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉施設等施  
設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」は廃止する。

## 第1 スプリンクラー設備

### 1 対象事業

既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置するスプリンクラー設備の整備事業

### 2 対象施設

(1) 入所施設（当該施設に併設する短期入所事業所を含む。）

(2) 入所施設以外の施設については、スプリンクラー設備を設置することを要しない部分以外の床面積（以下「床面積」という。）が6,000㎡以上の場合

### 3 国庫補助基準単価

1㎡当たり21,800円とする。ただし、入所施設であって、延べ床面積1,000㎡以上の平屋建の場合は1㎡当たり41,400円とする。

また、スプリンクラー設備等を設置するにあたり、水道口径や水圧が不十分である場合等に、パッケージ型の消火ポンプユニット等を設置する場合には、1施設当たり3,090,000円を加算する。

### 4 国庫補助対象面積

施設の延べ床面積を上限として当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長）が必要と認めた面積とする。

### 5 その他

(1) スプリンクラー設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。

(2) スプリンクラー設備の代替えとしての性格を有するパッケージ型自動消火設備においても同様の取扱いとすること。

ただし、次の条件のいずれかを満たす場合についてのみ認められるものであること。

ア 水源やポンプ室等の設置が土地の制約上困難な場合

イ 建物の構造上配管工事が困難である場合

ウ スプリンクラー設備の設置工事により、入所者処遇等に相当な困難を生じることが認められる場合

エ その他上記以外にスプリンクラー設備の設置が相当困難と認められる場合

## 第2 屋内消火栓設備

### 1 対象事業

既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置する屋内消火栓設備の整備事業

### 2 対象施設

消防法施行令第11条に基づき屋内消火栓設備の設置を要する施設（消防法令等が改正されることに伴い新たに必要となる施設を含む。）

### 3 国庫補助基準単価

(1) 消防法施行令第11条第3項第1号イからへまでに掲げる基準による屋内消火栓設備を設置する場合

#### ア 基準単価

(基本額) (㎡当たり加算額)

501万円以内 + 2,000円/㎡以内

#### イ 屋内消火栓箱設置数による加算

屋内消火栓箱については、当該設備を設置する個数に259千円以内の額を乗じた額を加算する。

ただし、特別の事情がある場合を除いて前記アによることが望ましいこと。

(2) パッケージ型消火設備を設置する場合

#### 基準単価

当該設備を設置する個数に388千円以内の額を乗じた額

### 4 国庫補助対象面積

施設の延べ床面積を上限として当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長）が必要と認めた面積とする。

### 5 その他

屋内消火栓設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。